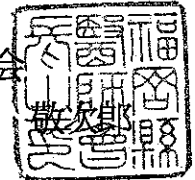


福岡県医第2325号(保)
平成15年 3月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原



給付割合の変更について

埼玉県医師国民健康保険組合、長崎県医師健康保険組合、宮崎県医師国民健康保険組合より平成15年4月1日から下記のとおり給付割合を変更する旨通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしくお願いいたします。

記

1. 埼玉県医師国民健康保険組合(平成15年4月1日実施)

	変更後(入院・外来)	変更前(入院・外来)
組合員	8割	9割
家 族	8割(変更なし)	8割
准組合員	8割	9割

2. 長崎県医師健康保険組合(平成15年4月1日実施)

	変更後(入院・外来)	変更前(入院・外来)
医師組合員 従業員組合員	8割	9割
医師家族 従業員家族	8割(変更なし)	8割

3. 宮崎県医師国民健康保険組合(平成15年4月1日実施)

	変更後(入院・外来)	変更前(入院・外来)
組合員 家 族 従業員	8割	9割

福岡県医師会 第 号 (保))
平成15年 3月28日

各 医 師 会 長 殿

福岡県医師会
会長 関 原 敬次郎

給付割合の変更について

埼玉県医師国民健康保険組合、長崎県医師健康保険組合、宮崎県医師国民健康保険組合より平成15年4月1日から下記のとおり給付割合を変更する旨通知がありましたので、会員各位へ周知方よろしく願いいたします。

記

1. 埼玉県医師国民健康保険組合 (平成15年4月1日実施)

	変更後 (入院・外来)	変更前 (入院・外来)
組合員	8割	9割
家 族	8割 (変更なし)	8割
准組合員	8割	9割

2. 長崎県医師健康保険組合 (平成15年4月1日実施)

	変更後 (入院・外来)	変更前 (入院・外来)
医師組合員 従業員組合員	8割	9割
医師家族 従業員家族	8割 (変更なし)	8割

3. 宮崎県医師国民健康保険組合 (平成15年4月1日実施)

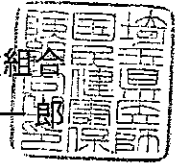
	変更後 (入院・外来)	変更前 (入院・外来)
組合員 家 族 従業員	8割	9割



埼玉医国保発第 78 号
平成 15 年 3 月 14 日

各都道府県医師会長 様

埼玉県医師国民健康保険組合
理事長 山崎 寛一郎



療養給付を受ける際の給付割合の
一部改定について（通知）

早春の候、貴職には益々ご清栄のこととお慶び申し上げます。
平素は、本組合の運営に関し、格別なご支援を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、この度本組合では規約の一部改正を行い、平成 15 年 4 月 1 日から組合員及び准組合員への給付割合を 9 割から 8 割（入院、外来ともに）に変更を実施いたしますので、何卒ご了承の上、今後の業務について格別のご協力を賜るようお願い申し上げます。
なお、当組合の給付割合は下記のとおりです。

記

	入 院	外 来
組 合 員	8 割（9）	8 割（9）
家 族	8 割	8 割
准 組 合 員	8 割（9）	8 割（9）

（ ）内は旧割合

実施年月日 平成 15 年 4 月 1 日

保険者番号 113019 保険者名 埼玉県医師国民健康保険組合



崎医国発第99号
平成15年3月24日

都道府県医師会長様

長崎県医師国民健康保険組合
理事長 井石 哲哉



医師組合員及び従業員組合員の給付割合改定について

春暖の候 ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
当組合の事業運営につきましては、平素から多大のご協力をいただき感謝申し上げます。

さて、当組合は従来、組合員の給付割合については9割給付を維持してまいりましたが、近年の社会情勢の変化等により、下記のとおり給付割合を改定することになりました。

つきましては、貴管下会員に周知願いたく、ご多忙中とは存じますが、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 施行年月日：平成15年4月1日

2. 給付割合：医師組合員 . . . 9割 → 8割に変更
従業員組合員

医師家族 . . . 従来どおり8割
従業員家族



宮医国保発第37号
平成15年3月24日

各都道府県医師会長 様

宮崎県医師国民健康保険組合
理事長 秦 喜八郎



給付割合の変更について

早春の候 貴台におかれましては、ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。
平素は、当組合の事業運営につきましてご協力を賜り厚く御礼申し上げます。
さて、当組合では、平成15年3月4日に開催されました通常組合会において、
規約の一部改正を議決し、給付割合を下記のとおり変更することになりましたので、
お知らせいたします。

記

1. 給付割合の変更内容

被 保 険 者	変 更 前	変 更 後
組 合 員 家 族 従 業 員	9 割	8 割

※入院、入院外ともに同給付割合

2. 実施時期 平成15年4月1日（4月診療分から適用）

